

手話言語法ニュース

2017年2月21日 No.38

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F
TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445
手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二
法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩
普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・岡野美也子・倉野直紀
条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

全国手話言語市区長会 役員会開催

1月25日に東京都千代田区の全国都市会館で全国手話言語市区長会の役員会が開催されました。

同会会長の田岡克介石狩市長、事務局長の泉房徳明石市長をはじめ6つの自治体の市長、副市長の他、全国手話通訳問題研究会の石川芳郎理事、日本障害フォーラムの原田潔職員、連盟事務局長の久松が出席しました。

田岡会長の挨拶から始まり、久松が「手話に関する全国の動き」について報告を行った後、来年度の事業計画などについて話し合いました。



役員会の様子

★役員会の様子は、連盟ホームページでも紹介しています。
<http://www.jfd.or.jp/2017/01/26/pid16044>



和歌山県で手話フォーラム 開催

1月29日に和歌山市の「和歌山市あいあいセンター」で「手話を広めよう和歌山フォーラム」が開催されました。

このイベントは、和歌山県、県内各市町村に手話言語条例制定の必要性を訴え、市民に手話は言語であることの正しい認識を広めるために開催されました。

厳しい寒さの中、定員150名に対し、行政関係者、議員、手話関係者、ろう者を含む225名の方々が参加しました。

和歌山県健康保健部長、和歌山市副市長の挨拶後、鳥取県の平井伸治知事、京都大学霊長類研究所教授の正高信男氏、連盟副理事長の長谷川がそれぞれ講演を行いました。



連盟副理事長 長谷川

和歌山県聴覚障害者協会は引き続き、手話言語条例を制定した和歌山市以外の自治体に手話言語条例制定の働きかけを行っていく方針です。



会場の様子

埼玉県で手話フェスタ 開催

2月2日に埼玉県富士見市の「市民文化会館キラリ☆ふじみ」で「彩の国手話フェスタ2017」が開催されました。

手話言語条例を制定した埼玉県と富士見市、朝霞市、三芳町、一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会が共催した手話言語条例制定記念イベントです。

埼玉県聴覚障害者協会会員、手話関係者、県及び市町村議会議員、行政関係者等約500名が参加。

北海道石狩市の田岡克介市長が『手話で話すことを保障することは「基本的人権」を尊重すること』のテーマで基調講演を行いました。

田岡市長は、「行政が一方向的にサービスを提供するのではなく、当事者が自発的、主体的にかかわることで“言語としての手話”“聴覚障害者の社会参加の環境づくり”への理解が深まる、その過程が大事。」と述べました。



石狩市の田岡克介市長



埼玉県聴覚障害者協会の
小出真一郎理事長

対談では、連盟事務局長の久松が司会を務め「手話言語条例で何が変わる？何が出来る？」をテーマに、埼玉県協会の小出真一郎理事長、県内で手話言語条例を制定している埼玉県、三芳町、朝霞市、富士見市の代表と対談をしました。

その後、坂戸ろう学園寄宿舎太鼓サークル「こぼと会」による心に響く和太鼓演奏、手話ダンスグループ「Inspire(インスパイア)」による「そうだ埼玉手話バージョン」などのパフォーマンスを披露し、盛況のうちに終了しました。



坂戸ろう学園寄宿舎太鼓サークル「こぼと会」

鹿児島県で学習会 開催

2月12日、鹿児島市のハートピアかごしまで「手話言語条例制定に向けての学習会」が行われ、国会議員、鹿児島市議員、奄美市議員など含め、108名が参加しました。

講演では、連盟事務局長の久松が「手話言語法と手話言語条例の必要性と意義」をテーマに講演し、連盟福祉・労働委員会の岩山委員が「県内聴障者向け社会資源の拡充～情報コミュニケーション条例/手話言語条例の制定を見すえて～」というテーマのミニ講演を行いました。



連盟事務局長の久松

参加した方からは、「今まで手話言語と情報コミュニケーションのどちらの条例が必要なのか分からなかったが、今回の学習会で中身の違い等を説明してくれたので理解できた」「手話言語条例を施行している自治体の最近の動向を知ることができた」「議員から手話言語法制定の進捗状況はどうなっているかという質問に対し、久松さんが回答



連盟福祉・労働委員会の岩山委員

していました。その質疑応答の中で色々知ることができて良かったです」「自分自身、より学習しなければならぬと痛感した」などの声がありました。



会場の様子

【続報】各地で条例成立

埼玉県ふじみ野市

2016年12月19日、ふじみ野市議会で「ふじみ野市手話言語条例」が可決しました。

条例の前文には、手話という言葉を広く普及し、ろう者の文化を伝えていくとともに、相互に尊重し合い、誰もが平等に社会参加できる地域者社会を目指していくこととしています。

2016年12月22日施行です。



ふじみ野市の高畑博市長（前列中央）と共に

条例制定後の取り組み

北海道伊達市

伊達市では、手話言語条例の制定を受け、2月13日に市役所職員を対象とした手話言語講習会を開催しました。

伊達市の市役所職員をはじめ、洞爺湖町の町役場職員や手話関係者を含め70数名の方々が参加しました。

この講習会は、「理論編」「実技編」の2つに分かれており、「理論編」は、北海道ろうあ連盟の佐藤英治副理事長、「実技編」は金原浩之事務局長がそれぞれ講師を務めました。



会場の様子



握手を交わす伊達市の菊谷秀吉市長（中央左）と北海道ろうあ連盟の佐藤英治副理事長（中央右）

三重県

三重県では、2月に行われた知事定例記者会見や議長記者会見に初めて、手話通訳が導入されました。今年4月の三重県手話言語条例の施行を前に早くも条例の効果が表れたと言えそうです。

記者会見では、三重県聴覚障害者協会から派遣した手話通訳者が、知事の隣に立ち、質疑応答も含めて通訳を行いました。記者の関心も高く、手話通訳導入のきっかけや県の方針について質問が相次ぎました。

知事からは、東日本大震災で聴覚障害者が困難な状況に置かれたことや、それを機に知事になってすぐに三重県聴覚障害者支援センターを設置したことをあげ、情報保障という観点から県が率先して県政情報を手話で届けるという取り組みをスタートさせたと述べました。その様子は県のホームページで生中継され、現在YouTubeでも視聴できます。

県知事の定例記者会見で手話通訳が導入されるのは全国で鳥取県、山形県に次いで三例目で、中部地方では初となります。

●YouTube チャンネル三重県

<https://www.youtube.com/watch?v=CKAadx48TQY&list=PLm7P52vkZ3G484uzxLHEof3J0axa2oCb7>

☆ホームページ情報

当ニュース（No. 36）でご紹介したベルギー調査の報告書をホームページに掲載しました。ダウンロードもできますので是非、お読みください。

連盟HP ベルギー調査報告

<https://www.jfd.or.jp/2017/01/04/pid15992>

